

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討が進んでおります。2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、当金庫では、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みを実施させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止（実施日：2024年6月3日（月））

当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。実施日以降、事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「普通預金（無利息型）口座」をご利用ください。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止（実施日：2024年6月3日（月））

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年5月31日（金）までにお取引店でお手続きください。また、実施日以降、2027年4月以降を期日とする手形等を受け入れたお客さまは、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。また、手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負荷の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

当金庫では、2026年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいサービス）の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考：広島信用金庫が提供するデジタルサービスについて】

○手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として『(ひろしん)でんさいサービス』のご利用を推奨しております。

でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことが出来ます。

○小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、広島信用金庫が提供する『(ひろしん)法人インターネットバンキングサービス』のご利用を推奨しております。

○ご不明な点等がございましたら、窓口へお問い合わせください。